

国立オリンピック記念青少年総合センター利用細則

平成18年4月1日
所 長 裁 定
平成19年4月1日
一 部 改 正
平成24年4月1日
一 部 改 正
平成29年9月12日
一 部 改 正
令和3年11月29日
一 部 改 正
令和5年5月8日
一 部 改 正
令和7年4月9日
一 部 改 正

(趣旨)

第1条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 センターを利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を次の表に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

区 分	受 付 期 間
青少年及び 青少年教育関係者	利用開始日の1年前から利用開始日の前日までとする。
一 般	利用開始日の10ヶ月前から利用開始日の前日までとする。

ただし、国際的・全国的・大規模な事業等長期間の準備期間を必要とする事業で、センターの事業の円滑な実施を妨げない範囲において、所長が特に必要があると認めたものについては、2年前から利用の申込みを受付けることができる。

なお、プールの受付期間は、利用開始日の3ヵ月前から利用開始日の前日までとする。

また、カルチャー棟大ホール・小ホールの舞台・楽屋のみ利用の受付期間は、青少年及び青少年教育関係者は利用開始日の6ヵ月前から利用開始日の前日まで、一般は利用開始日の3ヵ月前から利用開始日の前日までとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、国立オリンピック記念青少年総合センター利用申込審査要領に基づき、団体登録（初回又は第10条第2項に基づく団体登録抹消後最初の利用申込みである場合）及び利用申込みの審査を行い、団体登録の可否を判断する。可としたものについては申込みのあった活動内容を検討し必要に応じて研修

計画について指導及び助言を行うとともに、施設設備の状況等を確認して利用の諾否を決定し、当該申込み者に通知するものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第4条 利用者は、宿泊室・研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第5条 利用者の食事は、センターの食堂において提供するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(飲酒等)

第6条 利用者は、所定の場所以外での喫煙をしてはならない。

2 利用者は、所定の場所及び時間のほか、酒類の飲用をしてはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第7条 所長は、利用者がセンターの施設、設備及び備品を破損又は亡失した場合は、その損害額を請求することができる。

(諸規則の遵守等)

第8条 利用者は、センターの諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第9条 所長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

- 一 利用規則第4条各号及び本細則第8条第1項に違反し又は違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限及び団体登録の抹消)

第10条 所長は、第3条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体（個人でセンターを利用する者を含む。）について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、団体登録の抹消をすることができる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年9月12日から施行する。

附則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年5月8日から施行する。

附則

この細則は、令和7年4月9日から施行する。